

1 計画の策定趣旨等

（1）策定趣旨

- これまでの取組の成果と課題、関連する国や県の他の計画等、社会経済情勢をふまえ、新たな計画を策定。
- 資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システムであるとされている「循環経済への移行」を見据え、廃棄物処理における安全・安心を前提としつつ、産業振興による資源の効率的な利用促進や社会情勢の変化をふまえた取組を推進。

（2）計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「都道府県廃棄物処理計画」及び食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「食品ロス削減推進計画」に位置づけ。

（3）計画の対象期間

2050年カーボンニュートラルを見据え、環境・経済・社会の統合的向上のための「勝負の2030年」に対応しつつ、「三重県環境基本計画」の目標である令和12（2030）年度までにめざす「スマート社会みえ」の実現に向け、循環型社会の構築という課題に対応するため、対象期間は令和8年度から令和12年度までの5年間。

3 これまでの取組と残された主な課題

（1）本県における廃棄物処理の状況

一般廃棄物については、1人1日あたりのごみ排出量は減少傾向にあり、令和5年度は892g/人・日。資源化率は、令和元年度のRDF焼却・発電の終了に伴いRDF製造が減少したことで、令和5年度は19.5%。最終処分量は減少傾向にあり、令和5年度は16千トン。

産業廃棄物については、排出量、再生利用率、最終処分量ともおおむね横ばい傾向となっており、令和5年度はそれぞれ8,214千トン、40.1%、222千トン。

（2）これまでの取組と残された主な課題

	残された主な課題
取組方向1 パートナーシップで取り組む「3R+R」	市町や関係団体と連携し、さまざまな機会を通じて優良な取組の情報発信を行うなど、県民や事業者による自主的な取組を一層促進する必要がある。
取組方向2 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進	「循環経済への移行」を見据え、動脈産業と静脈産業が連携し、産業を支える資源として廃棄物の循環的利用を促進するとともに、地球温暖化等の社会的課題の解決にも資するため、さまざまな主体との連携による再資源化の高度化に取り組む必要がある。 「3R+R」のさらなる促進に向け、認定リサイクル製品等の再生可能資源の優先使用を進めるとともに、市町や事業者に対して、その使用が進むよう啓発を行っていく必要がある。
取組方向3 廃棄物処理の安全・安心の確保	産業廃棄物の適正処理による安全・安心を確保するためには、引き続き、優良認定処理業者の活用促進等による排出事業者責任の徹底を図るとともに、PCB廃棄物を処分期間内に確実かつ適正に処理されるよう指導等を行っていく必要がある。 不法投棄等の未然防止及び早期発見・早期是正のため、関係機関等と連携、協働して広報啓発活動等を行い、不法投棄等に関する情報提供を呼びかける必要がある。 行政代執行により対策完了した事案について、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認するためのモニタリング等を実施するとともに、地域住民等とのリスクコミュニケーションを図る必要がある。 いつ発生してもおかしくない南海トラフ地震や風水害等の大規模災害時においても速やかに対応できるよう、災害廃棄物処理体制を強化するとともに、現場対応力を高める人材育成をさらに進める必要がある。
取組方向4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決	さまざまな主体との連携により、プラスチック資源循環の高度化に向けた課題解決の支援を通じ、ワンウェイプラスチックの削減の取組を進めるとともに、代替素材を用いた製品の利用、高度なりサイクル等による「3R+R」の促進を図る必要がある。 食べ物を無駄にしない意識の一層の醸成・定着を図り、食品ロスのさらなる削減に向け、行動につなげる必要があるため、市町と連携して県民に向けた啓発を進めていく必要がある。
取組方向5 人材育成とICTの活用	動静脈連携や脱炭素化、DXの推進など、資源循環を取り巻く社会経済情勢が大きく変化していることから、引き続き、事業者自らによる新たな取組を促進する必要がある。

2 廃棄物・資源循環分野における施策動向

（1）国の主な動向

■第五次循環型社会形成推進基本計画（R6.8策定）

- 循環型社会の形成に向けて「循環経済への移行」を推進することが鍵。
- 「循環経済への移行」は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも資するもの。
- 「循環経済への移行」により循環型社会を形成することで、「新たな成長」を実現し、「ウェルビーイング」を実現。

■食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（R7.3策定）

- 平成12年度比で令和12年度までに家庭系食品ロスは50%減早期達成、事業系食品ロスは60%減を新たな目標として設定。

（2）県の主な取組

■三重県循環型社会形成推進計画（R3.3策定）

- 廃棄物処理の安全・安心の確保と、資源循環の取組を進めるため、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題（プラスチック対策、食品ロス対策）の解決の両立に向けた取組を推進。

みんなで築く安全・安心な三重の循環型社会 ～循環経済への移行によるより良い暮らしをめざして～

【基本的な考え方】

明日に希望をもって高い生活の質を享受できる持続可能な社会の実現をめざし、2050年カーボンニュートラルを見据え、環境・経済・社会の統合的向上のための「勝負の2030年」に対応していく必要がある。そのため、廃棄物処理の安全・安心の確保とともに、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現に向けた考え方を施策のベースとしながら、廃棄物・資源循環行政を取り巻く環境変化や新たな潮流への対応も重視しながら取り組む。

【循環経済への移行】

「循環経済への移行」を見据え、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築に向け、社会全体での最適化を図り、資源循環への取組を通じて、環境・経済・社会の統合的な向上を図る。

【カーボンニュートラル】

2050年カーボンニュートラルをめざして、資源循環の取組を通じて、温室効果ガス削減に貢献していく。また、カーボンニュートラルに限らず、循環型社会の構築をめざすうえで、マルチベネフィットにつながる取組を推進。

【さまざまな主体との連携】

さまざまな主体が環境教育・環境学習や環境保全活動等に積極的に参加したり、事業者、NPO・NGO等の民間団体の活動に協力したりする気運の醸成に取り組む。四日市コンビナートや伊勢志摩エリアを含む県南部をはじめ多くの観光資源があるなど、三重県の特色をふまえた取組を進める。

第2章 取組方向と施策

取組方向1 資源循環の前提となる安全・安心の確保

施策1-1

循環資源のライフサイクルでの安全・安心の確保

- 排出事業者責任の徹底
- 各種リサイクル法に基づく取組の促進
- 再生資源の適切な循環利用の促進
- リチウム蓄電池等の処理困難物の適正処理の推進
- 不適正ヤード対応
- PCB廃棄物の適正処理の推進
- 最終処分場周辺環境整備事業
- 海洋ごみ対策の推進
- 適正処理に向けた市町への支援等

施策1-2

優良な事業者・処理業者の育成

- 事業者への適正処理に向けた指導等
- 電子マニフェストの利用促進
- 優良認定処理業者の育成

施策1-3

不法投棄等の不適正処理事案への対応

- 産業廃棄物処理の監視・指導
- 建設系廃棄物対策
- 不法投棄等の防止に向けた取組の推進
- 環境修復事業後の取組

取組方向2 地域課題の解決に資する循環資源の利用促進

施策2-1

資源確保から廃棄等のすべての段階での徹底した資源循環の促進

- 産業廃棄物の発生抑制等に向けた支援
- プラスチック資源循環の高度化
- 新たに廃棄処理が懸念される製品等の循環的利用の促進
- 不適正ヤード対応（再掲）
- 廃棄物等のリサイクル技術の研究開発
- 認定リサイクル製品の普及・利用拡大
- 環境に配慮した製品の生産・利用促進
- 一般廃棄物の3Rの促進
- ごみの持つ未利用エネルギー活用の促進
- 高度なりリサイクルシステムの促進
- 業界団体等との連携による事業者の資源循環の促進
- 資源のスマートな利用の促進
- 多量排出事業者による取組の促進
- 各種リサイクル法に基づく取組の促進（再掲）
- 食品ロスの削減

施策2-2

動静脈連携（事業者間連携）を通じた市場価値創出の促進

- 事業者と連携した取組の推進
- プラスチック資源循環の高度化（再掲）
- 新たに廃棄処理が懸念される製品等の循環的利用の促進（再掲）
- 地域循環共生圏の構築に向けたモデルづくり
- 業界団体等との連携による事業者の資源循環の促進（再掲）

施策2-3

地域のコーディネーター

- 事業者と連携した取組の推進（再掲）
- 循環関連産業の振興につながる人材の育成・確保
- Web等を活用した情報発信
- 関係機関との連携による啓発活動
- 廃棄物の適正な処理の推進等に係る取組に対する顕彰制度

取組方向3 持続可能な廃棄物処理体制の確保

施策3-1

廃棄物処理体制の強じん化

- ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化
- 適正処理に向けた市町への支援等（再掲）
- ポストRFに向けた支援等
- 災害時の廃棄物の適正処理に係る循環関連産業の体制強化・充実
- 循環関連産業の振興につながる人材の育成・確保（再掲）

施策3-2

災害時の廃棄物処理体制の強化・充実

- 災害廃棄物の処理体制の強化
- 災害廃棄物処理を担う人材の育成
- 災害時の廃棄物の適正処理に係る循環関連産業の体制強化・充実（再掲）

第3章 計画の目標

施策	主な取組	目標（現状値 → 令和12年度の目標値）																					
取組方向1 資源循環の前提となる安全・安心の確保																							
施策1-1 循環資源のライフサイクルでの安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出事業者責任の徹底 ○ 各種リサイクル法に基づく取組の促進 ○ 再生資源の適切な循環利用の促進 ○ リチウム蓄電池等の処理困難物の適正処理の推進 	<table border="1"> <tr> <td>○ 不適正ヤード対応</td><td>現状値</td><td>R12年度（目標値）</td></tr> <tr> <td>○ P C B 廃棄物の適正処理の推進</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>○ 最終処分場周辺環境整備事業</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>○ 海洋ごみ対策の推進</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>○ 適正処理に向けた市町への支援等</td><td></td><td></td></tr> </table>	○ 不適正ヤード対応	現状値	R12年度（目標値）	○ P C B 廃棄物の適正処理の推進			○ 最終処分場周辺環境整備事業			○ 海洋ごみ対策の推進			○ 適正処理に向けた市町への支援等								
○ 不適正ヤード対応	現状値	R12年度（目標値）																					
○ P C B 廃棄物の適正処理の推進																							
○ 最終処分場周辺環境整備事業																							
○ 海洋ごみ対策の推進																							
○ 適正処理に向けた市町への支援等																							
施策1-2 優良な事業者・処理業者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者への適正処理に向けた指導等 ○ 電子マニフェストの利用促進 ○ 優良認定処理業者の育成 	<table border="1"> <tr> <td>○ 優良認定処理業者への委託率</td><td>現状値</td><td>R12年度（目標値）</td></tr> <tr> <td>50.7 % (R5年度)</td><td>70.0 %</td><td></td></tr> </table>	○ 優良認定処理業者への委託率	現状値	R12年度（目標値）	50.7 % (R5年度)	70.0 %																
○ 優良認定処理業者への委託率	現状値	R12年度（目標値）																					
50.7 % (R5年度)	70.0 %																						
施策1-3 不法投棄等の不適正処理事案への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物処理の監視・指導 ○ 建設系廃棄物対策 	<table border="1"> <tr> <td>○ 不法投棄等の防止に向けた取組の推進</td><td>現状値</td><td>R12年度（目標値）</td></tr> <tr> <td>○ 環境修復事業後の取組</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>○ 不法投棄事案1件あたりの確認数量（直近5年間平均）</td><td>15 トン (R6年度)</td><td>10 トン未満</td></tr> </table>	○ 不法投棄等の防止に向けた取組の推進	現状値	R12年度（目標値）	○ 環境修復事業後の取組			○ 不法投棄事案1件あたりの確認数量（直近5年間平均）	15 トン (R6年度)	10 トン未満												
○ 不法投棄等の防止に向けた取組の推進	現状値	R12年度（目標値）																					
○ 環境修復事業後の取組																							
○ 不法投棄事案1件あたりの確認数量（直近5年間平均）	15 トン (R6年度)	10 トン未満																					
取組方向2 地域課題の解決に資する循環資源の利用促進																							
施策2-1 資源確保から廃棄等のすべての段階での徹底した資源循環の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物の発生抑制等に向けた支援 ○ プラスチック資源循環の高度化 ○ 新たに廃棄処理が懸念される製品等の循環的利用の促進 ○ 不適正ヤード対応（再掲） ○ 廃棄物等のリサイクル技術の研究開発 ○ 認定リサイクル製品の普及・利用拡大 ○ 環境に配慮した製品の生産・利用促進 ○ 一般廃棄物の3 R の促進 	<table border="1"> <tr> <td>○ ごみの持つ未利用エネルギー活用の促進</td><td>現状値</td><td>R12年度（目標値）</td></tr> <tr> <td>○ 高度なりサイクルシステムの促進</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>○ 業界団体等との連携による事業者の資源循環の促進</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>○ 資源のスマートな利用の促進</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>○ 多量排出事業者による取組の促進</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>○ 各種リサイクル法に基づく取組の促進（再掲）</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>○ 食品ロスの削減</td><td></td><td></td></tr> </table>	○ ごみの持つ未利用エネルギー活用の促進	現状値	R12年度（目標値）	○ 高度なりサイクルシステムの促進			○ 業界団体等との連携による事業者の資源循環の促進			○ 資源のスマートな利用の促進			○ 多量排出事業者による取組の促進			○ 各種リサイクル法に基づく取組の促進（再掲）			○ 食品ロスの削減		
○ ごみの持つ未利用エネルギー活用の促進	現状値	R12年度（目標値）																					
○ 高度なりサイクルシステムの促進																							
○ 業界団体等との連携による事業者の資源循環の促進																							
○ 資源のスマートな利用の促進																							
○ 多量排出事業者による取組の促進																							
○ 各種リサイクル法に基づく取組の促進（再掲）																							
○ 食品ロスの削減																							
施策2-2 動脈連携（事業者間連携）を通じた市場価値創出の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者と連携した取組の推進 ○ プラスチック資源循環の高度化（再掲） ○ 新たに廃棄処理が懸念される製品等の循環的利用の促進（再掲） 	<table border="1"> <tr> <td>○ 地域循環共生圏の構築に向けたモデルづくり</td><td>現状値</td><td>R12年度（目標値）</td></tr> <tr> <td>○ 業界団体等との連携による事業者の資源循環の促進（再掲）</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>①資源循環に係る研究開発及び設備導入等の支援件数（延べ数）</td><td>—</td><td>45 件</td></tr> <tr> <td>②食品ロスの削減に向けた取組を実施した市町数</td><td>15 市町 (R7年度)</td><td>29 市町</td></tr> </table>	○ 地域循環共生圏の構築に向けたモデルづくり	現状値	R12年度（目標値）	○ 業界団体等との連携による事業者の資源循環の促進（再掲）			①資源循環に係る研究開発及び設備導入等の支援件数（延べ数）	—	45 件	②食品ロスの削減に向けた取組を実施した市町数	15 市町 (R7年度)	29 市町									
○ 地域循環共生圏の構築に向けたモデルづくり	現状値	R12年度（目標値）																					
○ 業界団体等との連携による事業者の資源循環の促進（再掲）																							
①資源循環に係る研究開発及び設備導入等の支援件数（延べ数）	—	45 件																					
②食品ロスの削減に向けた取組を実施した市町数	15 市町 (R7年度)	29 市町																					
施策2-3 地域のコーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者と連携した取組の推進（再掲） ○ 循環関連産業の振興につながる人材の育成・確保 ○ Web等を活用した情報発信 	<table border="1"> <tr> <td>○ 関係機関との連携による啓発活動</td><td>現状値</td><td>R12年度（目標値）</td></tr> <tr> <td>○ 廃棄物の適正な処理の推進等に係る取組に対する顕彰制度</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>資源循環等に係るセミナー等への参加者数（延べ数）</td><td>—</td><td>1,550 人</td></tr> </table>	○ 関係機関との連携による啓発活動	現状値	R12年度（目標値）	○ 廃棄物の適正な処理の推進等に係る取組に対する顕彰制度			資源循環等に係るセミナー等への参加者数（延べ数）	—	1,550 人												
○ 関係機関との連携による啓発活動	現状値	R12年度（目標値）																					
○ 廃棄物の適正な処理の推進等に係る取組に対する顕彰制度																							
資源循環等に係るセミナー等への参加者数（延べ数）	—	1,550 人																					
取組方向3 持続可能な廃棄物処理体制の確保																							
施策3-1 廃棄物処理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化 ○ 適正処理に向けた市町への支援等（再掲） ○ ポスト R D F 向けた支援等 	<table border="1"> <tr> <td>○ 災害時の廃棄物の適正処理に係る循環関連産業の体制強化・充実</td><td>現状値</td><td>R12年度（目標値）</td></tr> <tr> <td>○ 循環関連産業の振興につながる人材の育成・確保（再掲）</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>ごみ処理長期広域化・集約化計画の策定</td><td>—</td><td>策定済み</td></tr> </table>	○ 災害時の廃棄物の適正処理に係る循環関連産業の体制強化・充実	現状値	R12年度（目標値）	○ 循環関連産業の振興につながる人材の育成・確保（再掲）			ごみ処理長期広域化・集約化計画の策定	—	策定済み												
○ 災害時の廃棄物の適正処理に係る循環関連産業の体制強化・充実	現状値	R12年度（目標値）																					
○ 循環関連産業の振興につながる人材の育成・確保（再掲）																							
ごみ処理長期広域化・集約化計画の策定	—	策定済み																					
施策3-2 災害時の廃棄物処理体制の強化・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物の処理体制の強化 ○ 災害廃棄物処理を担う人材の育成 ○ 災害時の廃棄物の適正処理に係る循環関連産業の体制強化・充実（再掲） 	<table border="1"> <tr> <td>○ 災害廃棄物処理人材養成講座を修了した職員を有する関係機関数</td><td>現状値</td><td>R12年度（目標値）</td></tr> <tr> <td>21 機関 (R6年度)</td><td>41 機関</td><td></td></tr> </table>	○ 災害廃棄物処理人材養成講座を修了した職員を有する関係機関数	現状値	R12年度（目標値）	21 機関 (R6年度)	41 機関																
○ 災害廃棄物処理人材養成講座を修了した職員を有する関係機関数	現状値	R12年度（目標値）																					
21 機関 (R6年度)	41 機関																						

モニタリング指標	
現状値 (R5年度実績)	R12年度の見込み
1人1日あたりのごみ排出量	
892g/人・日	862g/人・日
一般廃棄物の資源化率	
19.5%	19.7%
一般廃棄物の最終処分量	
16千トン	15千トン
産業廃棄物の排出量	
8,214千トン	7,968千トン
産業廃棄物の再生利用率	
40.1%	42.0%
産業廃棄物の最終処分量	
222千トン	219千トン
食品ロス削減率	
家庭系43.4%減 事業系6.6%減 (R2年度実績比)	家庭系 50%減 事業系 15%減 (R2年度実績比)

第4章 計画の進行管理

本計画を着実に推進するためには、定期的に目標及び取組状況を把握し、評価・見直しを行っていくことが重要。

このため、毎年度、県民・N P O、事業者、市町等さまざまな主体と計画の進捗状況を共有し、取組の点検・評価を行い、翌年度の取組の改善につなげることで、計画の実効性を担保。